

**使用済製品等のリユース促進事業研究会（第4回）**  
**議事概要**

**1. 開催概要**

**(1) 日時・場所**

日時：平成23年10月13日 10:00～12:00

場所：東京駅日本橋ビジネスセンター ホール8B

**(2) 議事**

- 1) 平成22年度事業の成果の取りまとめについて
- 2) 平成23年度の実施内容について
  - － 1 市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル実証
  - － 2 他の業界におけるリユース事例調査
  - － 3 リユース業者の優良化の検討
- 3) 今後のスケジュール

**(3) 出席委員**

出席委員：三橋規宏（座長）、小川浩一郎、小野田弘士、加藤正、川島正紹、佐々木五郎、  
須永浩一、田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、服部美佐子、藤田惇

欠席委員：なし

（以上、敬称略）

**(4) 配布資料**

- 資料1 研究会名簿
- 資料2 平成22年度使用済製品等のリユース促進事業 報告書（概要版）
- 資料3 平成23年度使用済製品等のリユース促進事業の概要
- 資料4 平成23年度使用済製品等のリユース促進事業 実施内容（案）
- － 1 市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル実証
  - － 2 他の業界におけるリユース事例調査
  - － 3 リユース業者の優良化の検討
- 資料5 今後のスケジュール
- 委員配布資料 平成22年度使用済製品等のリユース促進事業 報告書

**(5) その他**

会議は公開で行われた。

## 2. 議事概要

(開会の挨拶など)

【事務局（環境省 森下室長）】

- ・ 本研究会は昨年度から立ち上がっており、本日が第4回目である。昨年度の3月に予定していた研究会は震災の影響で延期となったため、第4回研究会では、前年度の事業の成果のとりまとめを報告させていただくとともに、今年度の事業概要を説明させていただく。
- ・ 昨年度に引き続き、本研究会において、活発なご議論をお願いできればと考えている。

【事務局（環境省 高橋室長補佐）】

(委員および出席者の紹介、配布資料の確認の上、以降の議事進行を三橋座長に依頼)

【三橋座長】

- ・ 大震災が起こった3月11日以降、様々な出来事があり、皆様は目の前の問題に追われて、それぞれの分野でご多忙であったかと思う。そのような出来事を経てではあるが、約半年ぶりに本研究会を無事に開催することができてよかったと考えている。
- ・ 本日は、皆様方の記憶を改めて呼び起こすことも兼ねて、昨年度の取りまとめの内容についてご報告させていただく。その上で本年度、平成23年度の事業実施内容案を報告させていただき、委員の皆様から事業方針や取り組み内容について、率直な意見を、積極的に頂戴できればと考えている。

### (1) 平成22年度事業の成果の取りまとめについて

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

(資料2に基づき、説明が行われた。)

【三橋座長】

- ・ この報告は、3月下旬に報告予定であったものである。大震災の影響で第4回の研究会が延期となり、今回報告となった。委員の皆様のお手元には報告書が届いていると思うが、中身についての説明がなかったので、本研究会で報告していただいた。
- ・ 調査内容は広範に亘っており、リユースの現状や経済活動へのインパクト、二酸化炭素の削減などについて、一定の仮定は置きつつも、1つの方向性が示されていたと思う。

【小野田委員】

- ・ 資料2, p.29の「他業種がリユース業界に求める要件」の調査結果であるが、どのように調査を行ったのか。母集団について教えていただきたい。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 資料2に記載されている N 数は回答数である。アンケートの送付数はリース・レンタル業（468 件発送、138 件回収）、引越業（472 件発送、73 件回収）、ビル管理業（450 件発送、145 件回収）となっている。詳細は報告書もご参照いただきたい。

#### 【小野田委員】

- ・ 事業者の規模などにより要望は異なる可能性があると考えられるが、細かいクロス分析等は行ったのか。

#### 【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ アンケート結果は、事業者規模でクロス集計を行ってみた。ただし、特徴的な結果は本アンケート調査では見られなかったのが現状である。

#### 【加藤委員】

- ・ 昨年度の市町村調査の一つとして、市川市が関わっているので感想を述べさせていただく。
- ・ 大型ごみとして排出されたものの中に、市川市でも 15%程度再使用できるものが含まれていたとのことで、今後の取組みに向けて参考になった。
- ・ 市川市では、市民ごみ分別のガイドブックの中に大型ごみの排出方法として2通り示している。一つは大型ごみ排出窓口に連絡し、大型ごみの排出を依頼する方法、もう一つはリサイクルプラザに連絡し、リユースを検討する方法である。後者は、リサイクルプラザが対象製品を回収に行く。
- ・ どちらに連絡するかは排出者である市民が選んでいる。
- ・ 大型ごみの場合は、収集業者が大型ごみとして収集をし、すぐに中間処理施設であるクリーンセンターに搬入する。リユースできるものが含まれていたとしても、現状の仕組みのままで再利用するのは難しい。大型ごみとして排出されたものを、リサイクルプラザでリユースできるような何らかの新しい仕組みがあるだろう。
- ・ また、排出者のリユースの意向確認は、市川市では大型ごみの窓口とリサイクルプラザという2つの連絡先を選ぶことができる。ごみとして排出したい市民は大型ごみ窓口へ連絡するし、リユースを希望する市民はリサイクルプラザに連絡をする。
- ・ 市民にとってリサイクルプラザを利用するメリットは、大型ごみと異なり、無料で回収してもらえらるという点にある。

#### 【佐々木委員】

- ・ 環境影響について、リユースすれば一般的に少なくなるだろうという結論であるが、エコポイント制度導入の際に新しい製品を多く製造することが本当に環境によいのかと議論があったと記憶している。報告書の文言では“温室効果ガス排出量が増加する可能性がある”という書きぶりで問題ないと思うが、エコポイント制度の影響は分析の際に考慮・検討したのか。
- ・ 市町村が回収した粗大ごみをリユースとして再利用しようとする取組みは、リサイクルプ

ラザ等で環境教育や3R普及を進めていく一環として、使えるものは使おうということで行われている。一方で、リユース推進を中心に据えた市町村の取組みは実施されておらず、平成23年度の市町村モデル事業をきっかけとして、リユースの取組みが市町村でも広がるとよい。

- ・ 市町村ごみリユース事例調査では、粗大ごみを主な調査対象としているが、市町村が実施しているリユースとしては衣類もあげられる。衣類を収集し、リユース業者に販売している市町村が増加している。以前は0.1円/kgほどの単価であったが、リユース市場で市町村が回収した衣類が高く評価されており、100円/kgといった高額な値段がつく場合もあるという。これはビンテージ品などが含まれているためである。また、夏物は東アジアへ輸出されている。今後、リユースを推進していく上では、衣類についても調査・検討が必要であろう。
- ・ 使用済小型家電の議論を環境省リサイクル推進室で並行して行っているが、議論の際に販売店やメーカーの方は不用品回収業者に関する課題を強く発言をされている。リユース業界はこのような不用品回収業者も含まれているのか、リユース業界とはどのようなものであるかの整理をきちんとする必要があるのではないかと考えている。
- ・ 消費者にとってはコンプライアンスやトレーサビリティに対する要望が高まっている。また、自治体としてもリユース業者と一緒に連携するための要件となってくるであろうと考えている。

#### 【藤田委員】

- ・ 環境省の使用済小型家電のリサイクル推進の検討の際にも、海外リユースについて話題に上っている。本事業の中の市町村モデル事業において海外リユースは認められるのか。リユース業界の中には海外リユースを専門にやっている業者もいる。

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 佐々木）】

- ・ エコポイントの影響については、報告書 p.32 にて記載している。延長使用年数や二酸化炭素排出量削減効果について、テレビではエコポイントの影響が大きく出ている。具体的にはエコポイントの影響により買い替えがすすみ、延長使用年数が短く出ている。
- ・ エコポイントの影響が本当にエコであったかということについては本研究会の趣旨とは異なるため、検討は行っていない。ただし、一昨年度の調査で使用実態を踏まえたマイクロの単位で、リユースした場合と新品に交換した場合に、どのように評価できるかということを検討しており、平成22年度報告書にも参考資料として p.63 に掲載している。

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 市町村の回収状況を踏まえて、リユースをどのように推進していくのかという課題は佐々木委員のご指摘の通りである。昨年度の組成調査においては、粗大ごみ等を回収する事業者にできるだけ丁寧に扱っていただくよう依頼していた。それでもリユース業者に立会い・評価いただいた際には、運搬時についたと思われる傷も多数確認された。市町村が回

収した後にリユースを行う場合、回収方法や仕組みについて検討していく必要があると認識している。また、回収・運搬方法のノウハウはリユース業者がお持ちであるので、リユース業者と市町村が連携することで改善できる可能性があると考えている。

- ・ 昨年度は粗大ごみ等を中心にリユースの調査をしたが、衣類のリユースについてはご指摘の通りである。昨年度の事例でも熊本市などでは衣類のリユースを積極的に取組まれていた。衣類のリユースも踏まえて今年度調査も実施できればと考えている。
- ・ 不用品回収業者とリユース業者との違いは、リユースを目的に引取をし、中古品として販売する事業者がリユース業者であると考えている。本年度実施するモデル事業においては、資源リサイクルを目的に回収を行う行為・事業者は対象外と考えている。
- ・ 佐々木委員のご指摘の通り市町村の方も不用品回収業者との混同をご懸念されている。

#### 【事務局（環境省 高橋室長補佐）】

- ・ 本事業は使用済製品等のリユースを促進することが主な目的となっている。トレーサビリティの確保に関するお話もあったが、リユースを目的として回収し、確実にリユースできるように担保するということが必要と考えている。確実にリユースができるという範囲内で議論することが重要であり、本事業でも同様の範囲について議論を行うべきであると考えている。

#### 【事務局（環境省 森下室長）】

- ・ 本研究会の趣旨は先ほど高橋補佐から説明があった通りである。一方で、違法な不用品回収業者については様々な方からご指摘をいただいております、どのように対応するかについて省内でも検討を行っている。先週末に廃家電の不法投棄等の状況について報道発表を行ったが、廃家電4品目全体では前年より減少していたが、ブラウン管テレビの不法投棄は前年より増加している。これらの不法投棄には違法な不用品回収業者が関わっていると考えており、廃家電の適正なリサイクルの確保のために、違法な不用品回収業者の対策等を進めていく。例えば、自治体で指導に役立てていただけるように、不用品回収業者の類型化を行うことを検討している。いずれにしても、不用品回収業者の問題は大きな問題であると考えている。
- ・ 海外でのリユースについて、現行の循環型社会形成推進基本法では国内で循環型社会を作っていくことが原則であり、海外とのやり取りは補足的なものであるという位置づけである。現在、循環型社会計画部会でも新たな環境基本計画の検討が進められており、海外との循環の輪のあり方がこれから変わってくる可能性があると考えているが、ベースとしては国内での循環が中心であると理解している。

#### 【三橋座長】

- ・ 海外リユースは、民間ベースではそれぞれの責任において行うと考えているが、市町村が海外リユースを行うことについてはどのように考えるか。

【事務局（環境省 森下室長）】

- いくつかパターンがあると考えている。例えば、ペットボトルを回収している市町村は容器包装リサイクル法のルートに排出するように依頼しているが、バイヤーに直接売却している自治体が多くある。これは本来望ましくないとして、指定法人ルートに流すように法律の基本方針の中で位置づけて、国の方針として示している。また、自治体はリサイクルする前提で住民の方々に分別に協力していただいているので、海外に売却する場合には海外でリサイクルされていることを自治体自ら確認して住民に報告してくださいということを合わせて自治体をお願いしている。まだまだ浸透していないのが現状である。
- 海外に出されたものが適正にリユース・リサイクルされているのかということが重要であり、海外でしっかりとリユースされているのか、確認・チェックすることが必要である。
- 特に有害物質が含まれているものは注意が必要であろう。海外のインフォーマルセクターで不適切な処理を行なれて、健康被害や環境汚染が起こる可能性がある。
- これらも含めて、できれば国内で回していくことが重要であると考えている。

【三橋座長】

- 佐々木委員からご指摘もあったが、市町村は今までは廃棄物として住民から受け取っていた。今後は、時代の要請も変わってきたということで、市町村ベースで使用済製品等をリユース用として引き受けるということを前面に出していくことは可能であろうか。

【事務局（環境省 森下室長）】

- 今後、循環型社会推進基本計画を策定する際にも議論すべき、大きな話題だと考えている。私自身は市町村も積極的にリユースの分野に参入していくべきであると思っている。

【加藤委員】

- 佐々木委員のご指摘の通り、大型ごみを収集する段階で収集効率のために壊してしまうということもあるので、リユースを前提に排出することでリユースの可能性は高まるのではないかと。市町村にとってリユースは、ごみの減量にもつながる、促進したい取り組みである。
- ただし、国内だけに限定すると、国内にリユースできるルートがないと回収しても流通できない。リユース品の流通を確保することが前提であろう。

【田崎委員】

- 市町村におけるリユースの取り組みについて、海外の情報を補足させていただく。
- 海外の自治体がリユースを行っている取り組みがないかと調査をしたところ、スウェーデンのエーテボリ市で自治体がリユースを行っているという事例がある。EU が 3R 及びリユースをこれからどう位置づけていくのかという議論の中で、スウェーデンの環境省も先進的な取り組みとして紹介している。このように海外を見ると、自治体が廃棄物処理というエンドオブパイプ的な処理ではなく、3R にもっと関わっていくということが国際的な流れとなってくるのでありと考える。3R の取り組みは日本でも先進的な事例がある

ので、更に推進する必要があるのではないかと。

【藤田委員】

- ・ 海外リユースについて補足させていただく。
- ・ 小型家電は海外でリサイクル・不適正な処理がされる場合があるが、家具については100%リユースされているといえる。現地でのリユース実情としては、日本では売れないような家具が3~4万円という高値で販売されている。家具などの海外リユースについては、小型家電と同様に考えずに、正当なリユースを行っているという認識を持っていただきたい。

(2) 平成23年度の実施内容について

【事務局（環境省 高橋室長補佐）】

（資料3をもとに説明を行った。）

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料4をもとに説明を行った。）

【三橋座長】

- ・ 今年度の事業内容について説明があった。質問なりご意見なり自由にいただければ。

【田崎委員】

- ・ 海外でのリユース事業者のビジネスモデルを見てきたところ、家電・家具のリユースが雇用確保等の社会問題としての位置づけをもっている事業者が日本と比べて多いと感じた。欧州では、地域の雇用にどれだけ貢献しているかといったことも重視されており、このような視点でも新たに検討できるのではないかと。
- ・ 事務局が指摘するように、排出者のリユースの意向確認は注意すべき点であると考えている。また、廃掃法の体系の中で、リユースの位置づけを考え直す必要もあるのではないかと。
- ・ 例えば、廃棄するものだけを排出者に明示・意志表示していただき、リユースすることが排出者にとって負担とならないような仕組みを作る必要があると考えている。
- ・ 情報機器はデータ・個人情報などの問題もあり、排出者にマイナスがあるので分かるが、それ以外の製品は基本的にはリユースする可能性があるということで、法体系から見直すということまで踏み込めればと考えている。
- ・ グリーン購入の中にどこまでリユース品を含めていくのかということが重要である。この議論は今年度においては先送りしていただいても構わないが、リユース促進事業の中でモデル事業に参加している自治体が、モデル的に自治体内で排出されたものリユース品として使用する余地があるのかを検討することも考えていただければと思っている。

【須永委員】

- 市町村モデル事業の対象の商品・カテゴリーや具体的な進め方は、これから研究会で検討して内容の詳細を決められると考えてよいのか。ある程度、対象や進め方が決められるのであれば、環境保全効果を検討する際に区分した4つのカテゴリー別に、それぞれ同じような調査を実施してリユースの効果を検討できればよいのではと考えている。

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- 具体的な事業の内容及び進め方について、市町村が主体的に行う事業であり、市町村の意見を踏まえながら、実施計画を詰めているところである。この場でどの方式を採用するかといった個別の議論をいただくというより、市町村が実施したモデル事業の結果についてご意見をいただくことになる。
- 品目に関しては、粗大ごみのみに限らず、衣類等も含めて検討している市町村もいる。須永委員にご指摘いただいた分類で効果の測定も検討できればと考えている。

#### 【佐々木委員】

- 窓口設置方式は、一定規模以上の市町村でないといけないのではないか。リストは住民の手元にあるので、そのリストに適合するかどうかを市町村の窓口で判断するというのは無理ではないか。また、市町村窓口での対応後に、リユース業者へ改めて連絡をするという方法は、住民へのワンストップサービスを心がけているこの時代に、逆行する取組みであると考えている。加えて、人口が多い都市では、受付件数が多くなり、市町村が対応仕切れなくなるのではないか。
- リユースできるか否かは、現物を見ないと分からない。例えば、家具等では製造年月日は分からない。受付窓口からリユース事業者への流れが現実的ではないと考えられる。
- このように窓口設置方式は実施するのが困難な上に、汎用性もないように思えるので、詳細な実施内容は再考していただければと考えている。
- 排出者のリユース意向確認について、町田市的事例のように、多くの自治体が「リユースを希望する／希望しない」という欄を作って、意思表示がなければ委任されたと推認して市町村がリユースを行っている事例がある。例えば、機能としては使えるものでも、思い出の品なので他の人には使ってほしくない、という可能性も考えられるが、実務的にはチェック欄を設ければよいのではないかと考えている。
- 家電リサイクル法の義務外品などの回収で、地域の電気屋さんが組織する協同組合などに依頼し、連絡先を公表している市町村もある。地域内事業者リスト方式については、このような取組みも参考にして、市町村が関与せずに、リユース事業者の連絡先を伝える・教えるということであろう。
- 回収後選別方式は、リユースできるという判断は個人の感覚で大きく異なる。リユース業者が商品として引取るとなると、要求水準・ハードルが高くなってしまわないか。また、リユース前提での回収であれば収集方法にも配慮が必要であろう。
- 廃掃法との関係であるが、各方式で現行の廃掃法をどうクリアにするのか、また、クリアしていないのであれば、どのように廃掃法との関係を整理するのかということ議論してい

かないと、廃掃法との整合性がとれなくなり困るのではないかと考えている。

#### 【藤田委員】

- ・ リユース業者としての立場から意見を述べさせていただく。消費者、市町村、リユース業者の3者が、3者とも利益・メリットがある関係を構築する必要がある。
- ・ 市町村回収後選別方式で、リユース業者が利益をあげることは難しいのではないかと考えている。昨年度調査において、粗大ごみ回収現場にて粗大ごみを拝見させていただいたが、販売価格が安い家具などの製品が中心であり、事業として採算性が合うかという点と厳しいのではないかと感じている。
- ・ もう少し廃掃法の枠を広げていただき、リユース業者に一般廃棄物収集・運搬の許可を持たせていただくことはできないだろうか。消費者から不用品を出されるときにリユース業者が家にお伺いさせていただいて、買取が可能な製品は買い取らせていただき、買取ができない場合は、市町村へ運び込む作業を委託するという仕組みができればよいと考えている。現状のリユース業者の引取環境では長続きしないのではないかとこの感想をもっている。

#### 【川島委員】

- ・ リユース業者が回収・引き取る際、回収できない場合も考慮する必要がある。あまり高く売れないリユース品を人件費、運送費をかけて回収・引き取りすることはリユース業者としては難しい。また、買取れない場合はリユース品として出そうという消費者の気持ちも無駄になってしまう。この辺りをうまく調整しないと促進できないと思っている。
- ・ 例示されている方式以外での仕組みも含めて、ヴァリエーションを持たせて実施できればと考えている。

#### 【服部委員】

- ・ 長野県佐久市では、地域内事業者リスト方式に近いが、保管スペースがないために粗大ごみを回収しないで、分別表に書かれている事業者と直接連絡をして、引き取りにきてもらっている。回収された製品のうち、リユースできるものはリユースされていると思うが、粗大ごみになったからといって自治体に排出されるわけではない。
- ・ 佐久市のような自治体に受付窓口設置方式の導入を検討しても、財政的にも困難であり、場所もないので難しいだろう。また、リユース業者の方から指摘もあったが、コストパフォーマンスとして成立しづらいのではないかと。
- ・ 市町村でリユースを推進とする方向性はいいと考えている。
- ・ 一方で、私が在住している府中市の場合では、粗大ごみをアパートから運び出すのも大変である上に、申込んでから粗大ごみの収集までに10日～2週間ほどの期間がかかるほど、市内で大量の粗大ごみが排出されている。私が見た際にはトラックに粗大ごみが満載であった。そのように大量の粗大ごみの中からリユース可能なものを選別するのは、現実的に難しいのではないかと。地域内事業者リスト方式として、事業者自身が選別するという方

法のほうがいいのではないか。

- また、市町村のリサイクルプラザでは販売に限界があるのではないか。リユースは需要がなければ循環はしない。一律にモデル事業を行った結果のみではなく、需要面も含めて検討していただければと考えている。
- 粗大ごみの中で気になるのが放置自転車である。今の日本人は放置自転車として撤去された場合に引き取りに行かずに新しいものを買ってしまう。自治体の放置自転車を引き取り、途上国でリユースをしている業者もいると聞いている。自転車は海外リユースも考えられるのではないかと考えている。
- 海外リユースを主に行っている浜屋さんへの取材を行ったことがある。先ほど環境省から、国内循環が基本であり、海外リユースは補完的といった話があったが、修理費の高騰もあり日本国内だけでの循環は難しくなっている。例えば、日本では不要になったブラウン管テレビが海外で修理して使用されている。浜屋さんによれば、フィリピンでは、購入したテレビは何回でも無料で修理してくれ、5年以上使い続けると聞いている。海外イコール不適切というイメージを払拭するために、事業者も海外に運ばれた製品のトレーサビリティの担保を求めている。現時点ではバイアスをかけないで、ものを大事にどのように使い続けていくのかということ、途上国で修理・リユースするような仕組みも含めて、しっかり作っていくのがいいのではないか。

#### 【田崎委員】

- 今回の3つの方式は市町村の規模によって、適・不適があるのではないかと考えている。
- 例えば、回収後選別方式は排出量が少ない、比較的小さな自治体で馴染む方式であろう。
- 人口規模を考慮すると、実施方式が明らかに不適と判断される方式については検討を行わなくてもよいのではないか。
- リユース品の回収の効率化について、リユース業者に連絡してから回収するまでに、どれくらいのタイムスパンが許されるのか。その時間をどう設定するのかということに留意することで、効率的な回収ルートを設定するなどの対応方法も考えられるのではないか。
- モデル事業は結果をみて、悪い点も含めて、今後検討を行っていけばよいと考えている。

#### 【長沢委員】

- 優良化に関する検討についてコメントをしたい。リユース業界の優良化についてはしっかり検討していただきたい。リユース業者の優良化とは、反社会的勢力との関係性なのか、逆有償での引取りなど不適切な料金の徴収があるのかなど、どのような範囲を優良化として設定するのも検討の中で求められるだろう。
- また、優良事業者と判断するのは誰なのか、環境省なのか、自治体なのか、事業者なのか、粗大ごみを排出する市民なのか、誰が判断するかで検討していく内容も異なると考えられる。検討結果については大変期待している。

#### 【小川委員】

- ・ リユース業界は古物商の許可を得れば始められるという安易な業界であった。私どもも業界の優良化に向けて取組みを進めている。外部に第三者委員会をつくって、認証をすすめていきたいと考えている。
- ・ JRO としても古物商以外の許可・資格の確認や講習会などを行って底上げを図っている。是非、第三者機関で認定していただければと考えている。

【三橋座長】

- ・ 本日は多くの建設なご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、反映して事業を実施できればと考えている。
- ・ リユースの社会的な意義付けやグリーン購入のあり方などについては、田崎委員から指摘していただいた。このようなポイントは、調査やモデル事業を行う上で参考となる内容であろう。
- ・ また、窓口設置方式は、佐々木委員から行政のワンストップ化が進む時代に手間がかかりすぎではないかというご指摘があった。原案の3つの方式以外にワンストップの窓口を設置することが可能であれば比較ができるのではないかと考えている。そのような取組みもモデル事業の1つの可能性として考えていただければと思っている。
- ・ リユース事業を展開するに当たって、廃掃法との微妙な関係をどうように考えていけばいいかというご指摘があったが、環境省としてはどのように考えているか。

【事務局（環境省 高橋室長補佐）】

- ・ 廃掃法との関係について、廃棄物として取扱う場合は関連する許認可が必要となる。今回のモデル事業でどこまで扱えるかは、それぞれの市町村の状況によって異なる。モデル事業に協力いただく各市町村と相談しながら実施できればと考えている。

【三橋座長】

- ・ 優良化に関する検討については、まだ煮詰まっていない部分も多いと思われる。どのような業者が優良なのか、優良化の認定の主体はどこなのかというところまでは詰められていない。長沢委員からのご指摘も踏まえて、内容を検討して次回以降に報告できるようにしていきたい。

(3) 今後のスケジュール

【事務局（環境省 高橋室長補佐）】

(資料5に基づき、今後のスケジュールの説明を行った。)

(以上)